

外科医師は無実です

差し戻し審

速やかな審理で、無罪判決を！

2016年5月10日、東京都足立区の柳原病院で、乳腺腫瘍の摘出手術をした外科医師が、この手術を全身麻酔で受けた女性患者から、術後約30分後に「胸を舐められたり、乳房をはだけさせて自慰行為をされた」と訴えられました。外科医師は、一貫して無実を訴えています。

- ・病室は4人部屋で満床。頻繁に人が出入りしていました。外科医師は2回の診察時、いずれもベッドサイドで看護師と会っていますし、2回目には母親に声をかけています。
- ・ベッドは高く固定され、ベッド柵がついていました。床からベッド柵までの高さは約1メートル。身長165センチの外科医師には、女性患者の胸を舐める行為が不可能です。
- ・外科医師が着用していた術着のズボンは、腰の部分を紐で縛って止める仕組みでした。紐を緩めればズボン全体がずり落ちてしまい、自慰行為は不可能です。

2019年2月、一審の東京地裁は無罪判決。女性患者の訴えは、「麻酔覚醒時のせん妄の可能性」が十分にあり、検察が出したDNA定量検査とアミラーゼ鑑定は、女性患者の訴えの信用性を強めるには不十分と判断しました。しかし2020年7月、二審の東京高裁は、事実と科学を否定した「懲役2年・実刑」の有罪判決でした。

2022年2月18日、最高裁は、高裁判決を破棄して、高裁に差し戻す判決を出しました。

最高裁は、せん妄については、二審で検察が呼んだ証人の見解が「医学的に一般的なものではない」と明言。その一方で、DNA定量検査は「信頼性にはなお不明確な部分が残っている」ので、審理を尽くすために差し戻すとなりました。

しかし、DNA定量検査の正確性を検証できないことや証拠にならないことは、一審の法廷で既に審理を尽くされ、判断されたことです。検査・鑑定をした警視庁科学捜査研究所(科捜研)の技官は、残さなければならなかったDNA抽出液を捨てたり、パソコンに残っていたデータを消したりして、第三者による検証を不可能にしました。また、この定量検査・鑑定を記録したワークシートは鉛筆書きで、消しゴムによる書き直しが何か所もありました。刑事裁判は、人の一生を左右します。「科学と呼べない証拠」で裁くことを、絶対に許してはなりません。

そもそも、外科医師のDNAが付着する可能性は、手術前の触診やマーキング、唾液の飛沫等で、何度もありました。DNAの量は犯行の決め手にならないのです。

冤罪で苦しみ続けている外科医師と家族に、1日も早い救済が必要です。診療現場に道理の無い介入を許せば現場は委縮し、それは患者にとっても大きな不利益につながります。全国の医療関係者や市民が、真剣に注目しています。

貴裁判所におかれましては、公正かつ速やかな審理で無罪判決を出されるよう要請します。

氏名	住所

外科医師を守る会 〒270-1166 我孫子市我孫子4-9-103 渡辺誠二宅 気付

外科医師を守る会HP 国民救援会愛知県本部

※せん妄とは脳の機能不全で、注意障害・意識障害を主として、認知障害を伴う病態です。現実と幻覚を同時に見て、それに対して行動し、明確に記憶することがあります。いわゆる「夢」とは違います。医療現場では日常的にあります。せん妄の原因に、全身麻酔があります。



取り扱い団体 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401

電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

救援新聞

〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可